



U B E グループ サステナブル調達ガイドブック

(第 2 版)
2025 年 9 月

U B E 株式会社
購買・物流部

目次

1.	はじめに	3 頁
2.	U B E グループの理念・方針	
	（1）理念体系	
	創業の精神、パーパス、経営理念、経営方針	4 頁
	（2）U B E グループサステナブル調達基本指針	5 頁
	（3）U B E グループサステナブル調達ガイドライン	7 頁
	（4）紛争鉱物に対する考え方	11 頁
	（5）U B E グループサステナブル調達マネジメント基準	12 頁
	（6）U B E グループ調達担当者の行動規範	14 頁
3.	お取引先様等からの情報提供ホットライン	15 頁

1. はじめに

取引先の皆様へ

UBE グループは、取引先の皆様との相互発展を目指し、公正・公平な取引関係の構築に努めています。また、持続可能な社会の実現に向けた責任ある企業活動の一環として、サプライチェーン全体におけるサステナビリティの推進に取り組んでいます。

購買活動においては、「[UBE グループサステナブル調達基本指針](#)」に基づき、以下の事項を重要な要素として位置づけています。

- ・ 公平・公正な取引
- ・ 客観的な評価に基づく取引先選定
- ・ 法令遵守および機密保持
- ・ グリーン購入の推進
- ・ サステナブル調達の実践

さらに、「UBE グループサステナブル調達マネジメント基準」および「UBE グループ調達担当者の行動規範」を策定し、調達活動における環境・社会・ガバナンス（ESG）への配慮を明確にしています。

その一環として、「サステナブル調達ガイドライン」および「紛争鉱物に関する考え方」を定め、取引先の皆様の取組み状況についても定期的に確認を行わせていただいております。

つきましては、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、ご賛同のうえ、今後ともサステナブル調達の推進にご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

UBE グループは、今後も透明性の高い調達活動を通じて、持続可能な社会の構築に貢献してまいります。

2. UBEグループの理念・方針

(1) 理念体系

創業の精神

「共存同栄」「有限の鉱業から無限の工業へ」

パーパス

「希望ある化学で、難題を打ち破る。」

経営理念

「技術の探求と、革新の心で、未来につながる価値を創出し、社会の発展に貢献します。」

経営方針

- | | |
|---------|------------------------------|
| 「倫理」 | 高い倫理観を保ち、法令および社会規範を遵守します。 |
| 「安全と安心」 | 地球環境保全に努め、安全・安心なものづくりを行います。 |
| 「品質」 | お客様と社会の信頼に応える品質をお届けします。 |
| 「人」 | 個性と多様性を尊重し、健康で働きやすい職場をつくれます。 |

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

UBEグループ行動規範



UBEグループの上述、理念体系に基づき、UBEグループの業務を遂行するすべての人の判断の拠り所や、取るべき行動の基準を述べています。UBEグループが大切にしている4つの価値を謳った「経営方針」に基づく4つの章に、サプライチェーンマネジメントに関する「責任ある・持続的な調達活動」の章を加えた5章で構成されています。原則として、サプライチェーン各社にも、従業員の多様性、平等、包括性の促進対策を含む、本行動規範の基準を満たすことを求めています。

(2) U B E グループサステナブル調達基本指針

U B E グループは、パーパスと経営理念を踏まえ、「法令遵守」、「公正・公平な取引」、「取引先選定における客観的評価」に注力し、かつ重要なパートナーであるお取引先様にもサステナビリティへの取り組みに協力いただくことで、サプライチェーン全体での「サステナブル調達」を実現します。

スコープ

U B E グループ（U B E 株式会社および連結子会社）及び連結対象外であっても原料・設備購買に深く関与する会社とその一次サプライヤーを原則とします。ただし、紛争鉱物の使用または人権侵害の恐れがある地域からの原料調達を実施しているサプライヤーについては、二次サプライヤー迄を対象とします。

ゴール

「サプライチェーン全体での調達活動」において、社員や地域を含むバリューチェーン上で影響を受ける人々の健康、安全、自由、平等、倫理、公正、公平等の社会的価値を実現します。そのために以下を実践します。

1. 公平・公正な取引
公平・公正で自由な競争に基づき、個人的な利害関係や恣意の入らない取引を行い、常に新しいサプライヤーとのビジネス機会の創出を心がけています。また、サプライヤーと対等で公平な協力関係を築き、長期的観点より相互の理解と信頼関係向上に努めます。
2. サプライヤー選定における客観的評価
サプライヤー選定に際しては、品質・価格・納期等を総合的に勘案したうえで、経済合理性に基づき決定します。
3. 法令の遵守・機密保持
購買活動において、すべての関連する法令や社会的規範を遵守するとともに、取引上で得られた機密を保持します。
4. グリーン購入
購入品選定において、環境保護に配慮した購買活動を行います。

5. サステナブル調達

サプライヤーを含めたサプライチェーン全体において、社会的信頼性を高めるため、サステナブル調達を推進します。以下の事項を満たしている取引先からの優先的な調達に努めます。

- サステナビリティ推進のため社内体制を構築していること
- 安定供給の確保、品質を重視していること
- 企業倫理、法令・社会的規範を遵守し公正な取引をしていること
- 環境への配慮を重視していること
- 人権尊重および安全・衛生管理に取り組んでいること
- 社会貢献、社会とのコミュニケーションを重視し、情報管理・開示をしていること

コミットメント

- サプライヤーに「U B E グループサステナブル調達ガイドライン」の遵守を要請し、サステナビリティへの取り組み状況を把握します。
- サプライチェーンにおける人権・環境・鉱物など高リスクを特定し、リスク対策及び持続可能性に配慮した調達を行います。
- 2030 年までに次の目標を達成します。
 - 当社のミニマム認定（取引先登録）要件に適合したサプライヤーからの調達額比率 100%
 - U B E グループサステナブル調達ガイドラインへ賛同いただいたサプライヤーからの調達額比率 100%
 - 人権リスクがないことを確認できたサプライヤーからの調達額比率 100%
 - 紛争鉱物リスクのないことを確認できたサプライヤーからの調達額比率 100%
 - サステナビリティ調査による SAQ 実施率（調達額比率）95%以上

責任部署・見直し

購買・物流部が統括管理を行います。

本指針は、少なくとも2年以内に1回の定期見直しを実施します。期中に見直しが必要な場合は、サプライチェーンマネジメント委員会で審議し、承認を得ます。

(3) U B E グループサステナブル調達ガイドライン

U B E グループは、株主をはじめ顧客・取引先・社員・地域社会等さまざまなステークホルダーからの信認獲得に努めるべく様々なサステナビリティ活動に取組み、サプライヤーであるお取引先様を含めたサプライチェーン全体において、社会的信頼性を高めるため、サステナブル調達を推進しています。

このガイドラインは、U B E グループとそのサプライヤーがともに社会的責任を果たしていくために取り組むべき事項として定めたものです。

U B E グループでは、本ガイドラインをお取引にあたっての重要な事項として、取り組み状況を定期的に確認させていただきたいと考えております。サプライヤーの皆様におかれましては、本ガイドラインをご理解賜り、取り組みを進めていただきますようお願い申し上げます。

[項目]

1. サステナビリティ推進のための社内体制
2. 安定供給の確保、品質
3. 企業倫理、法令・社会規範の遵守と公正な取引
4. 環境への配慮
5. 人権尊重、安全・衛生
6. 社会貢献、社会とのコミュニケーション、情報管理・開示

1. サステナビリティ推進のための社内体制

- ①サステナビリティを推進するための「企業理念」「経営基本方針」「行動指針」等を整備する。
- ②社内にサステナビリティを推進する組織体制を確立する。
- ③サステナビリティや環境に関する報告書を作成・公表する。

2. 安定供給の確保、品質

- ①平常時から、災害・事故等の不測の事態が発生した場合に備え、リスク管理体制を確立し、全社員に周知する。
- ②BCP（地震や新型インフルエンザ等の緊急事態が発生した場合に備えて事業を継続するための計画を予め定めておくこと）を構築し、全社員に周知する。
- ③製品安全性を確保する評価・試験を行い、トレーサビリティが可能である。また、ISO9000等の品質マネジメントシステムを取得する。

3. 企業倫理、法令・社会規範の遵守と公正な取引

- ①事業活動に適用される様々な法令・条例・政府通達・ルールを遵守する。
（会社法、独占禁止法、下請法、労働関連法規、環境関連法規 等）
- ②違法行為に関する内部通報制度を整備する。
- ③不適切な利益供与・受領を禁止する。
- ④反社会的勢力（個人・団体）に対する取引を禁止する。
- ⑤取引先との公正な取引を行う。

4. 環境への配慮

- ①ISO14001等の外部認証取得など環境マネジメントシステム（組織体制、計画的活動、責任分担など環境活動を推進するための全般的な管理の仕組み）を構築・運用し、継続的改善に取り組む。

※環境活動：環境方針作成、方針に従った施策を実践、環境保全に対してPDCAサイクルを回す
- ②産業廃棄物は所在国の法令等に従い適切に管理・処分し、事業活動の全てにおいて3R（リデュース：削減、リユース：再使用、リサイクル：再資源）を推進するとともに、資源化等により最終廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的に削減する。
- ③省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、また継続的に資源・エネルギーを有効活用する。
- ④温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等）の排出量削減を実行するた

めの自主目標を設定し、また継続的に削減する。

- ⑤水資源の適正かつ効率的な利用により、使用量の継続的な削減を図る。また人の活動および環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環へ配慮する。
- ⑥生物多様性への配慮を通じた自然共生に努める。
- ⑦大気・水質・化学物質排出など環境保全に関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主基準をもって更なる改善を行う。

5. 人権尊重、安全・衛生

- ①あらゆる非人道的行為を禁止する。

虐待、体罰、各種ハラスメント（嫌がらせ）などのあらゆる非人道的な行為を禁止し、人権を尊重する。

- ②児童労働を禁止する。

最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発展を損なうような就労をさせない。

- ③強制労働を禁止する。

すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせる。

- ④過重労働を禁止する

法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する。

- ⑤適正な賃金の支払いを行う。

従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わない。

- ⑥あらゆる差別を禁止する。

求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努める。

- ⑦労働者の基本的権利を尊重する

結社の自由と団体交渉の権利等、労働基本権を尊重し、密接な対話を通じて、従業員との良好な関係を構築する。

⑧労働安全について適切な管理を行う。

就労中に発生する事故や、人体に有害な化学物質、騒音、悪臭などの発生リスクを把握し、安全な職場環境を確保する。

⑨衛生について従業員のメンタルヘルス他、心身両面にわたる適切な健康管理を行う。関係する法令を遵守し、国や県の進める健康経営認定を取得する。

6. 社会貢献、社会とのコミュニケーション、情報管理・開示

①社会貢献活動を積極的に実施する。

②財務情報等株主に必要な情報を正確に外部へ報告する。

③品質及び製品の安全性に関わる情報を適時・適切に開示する。

④機密情報の漏洩防止に関する社内規定を整備し、システム対応を実施する。また、取引を通じて得た機密情報、個人・顧客情報の保護に関する規則等を定め、適切に管理する。

⑤コンピュータウイルスなどのコンピュータ・ネットワークの脅威に対して防御策を講じる。

(4) 紛争鉱物に対する考え方

当社では、企業の社会的責任を果たすため、責任ある原材料調達を推進いたします。特に懸念される鉱物（スズ、タンタル、タングステン、金）に加え、近年社会的に調査要請が高まっているコバルト、マイカの6物質について、購入原料への含有有無や購入原料の特性上含有が必須となる場合の調達ソースの詳細確認を実施しています。

調査の結果、購入原料において紛争鉱物（コンゴ民主共和国とその周辺国の武装集団の管理下に置かれ、採掘・売買されている一部鉱物）の使用が判明した場合は、速やかに当該品の調達中止、または取引先様に対し調達ソース変更の働きかけをするように取り組みます。

(5) UBE グループサステナブル調達マネジメント基準

私達 UBE グループは、企業価値の向上と社員及びパートナー様の最大の幸福を実現するため、ここに調達マネジメント基準を定めます。この基準は、「UBE グループサステナブル調達基本指針」及び「UBE グループサステナブル調達ガイドライン」の内容を踏まえ、UBE グループの調達についての共通の価値観を表すものです。UBE グループの各社にはそれぞれの規則、慣習や調達に関する規程類がありますが、この基準は UBE グループの調達マネジメントにおける普遍的な考え方として、全世界の UBE グループ企業に適用されます。

【コミットメント】

1. 調達活動の遂行にあたっては、国内外の法令、規則や社会的規範の遵守に努めるとともに、パートナー様に対しても同様のお願いをしていきます
2. 取引先となるパートナー様の選定及び交渉については、公平・公正を旨とします
3. パートナー様の選定及び取引の過程で得られた情報は、「UBE グループ情報管理基本指針」などのルールに基づき、適切に管理します
4. 知的財産は重要な経営資源であると考え、UBE グループが有する権利を保護すると同時に、パートナー様の知的財産を尊重します
5. 調達に携わる社員に対し、適切な教育受講の機会を提供します
6. 調達に携わる社員は、「UBE グループ行動規範」及び「UBE グループ調達担当者の行動規範」を遵守し、公平・公正かつ廉潔な調達活動を進めます

【調達デュー・デリジェンスの実施】

- ・パートナー様の新規登録に際しては、調達品目及びパートナー様の管理体制を確認し、UBE グループ各社の規程類に基づいて適切に判断、実施します
- ・パートナー様での人権侵害や紛争懸念鉱物の調達がないことや、サステナビリティへの対応状況について、UBE グループ各社が定める手法に基づき、定期的に調査、確認します

【改善・救済措置】

- ・パートナー様への定期的な調査結果については、パートナー様へ結果レビューを行うと同時に、全体像をホームページなどで公表することで、パートナー様での取り組みへの気づきの機会を提供します
- ・サステナビリティへの取り組みが途上にあると判断されたパートナー様については、当社のサステナビリティ担当部門を交えた打ち合わせの場を持つことで、個別の意見交換や改善の機会を提供します

(6) U B E グループ調達担当者の行動規範

U B E グループは、調達活動に従事する社員の行動が企業倫理や社会常識から乖離しないように心がけるとともに、公平かつ公正な調達を推進するため、次の行動規範に基づき活動します。

- ① 調達活動に携わる社員は、調達に関わる全ての法令を遵守します。法令に反する事実を知りえた場合は、直ちに上司に報告のうえ適正な処置を実施します
- ② 調達活動に携わる社員は、パートナー様からの中元・歳暮などの贈答品は受け取りません。同様に、慶弔・見舞金などの儀礼についても辞退いたします
- ③ 調達活動に携わる社員は、パートナー様からの未公開株取得や、インサイダー情報を得ての株式取得は行いません
- ④ 調達活動に携わる社員は、個人使用を目的としたパートナー様製品の特別な割引あっせんを受けません
- ⑤ 調達活動に携わる社員は、パートナー様に対して個人的な利益供与を要求するなど、一切の利害関係を持つことはありません
- ⑥ 調達活動に携わる社員は、パートナー様からの不適切な接待を受けません。また、パートナー様にこのような接待をすることもありません

※「調達活動に携わる社員」とは、調達、資材、購買、品質管理、生産技術、開発その他、パートナー様とのお取引に関わる全ての社員を指します

3. お取引先様等からの情報提供ホットライン

U B E グループは、「企業活動および業務遂行において、国内外の法令、社内規則、社会の規範及びルールを遵守しつつ、U B E グループに対する社会からの信頼に応え、誠実に行動すること」をコンプライアンス確保・推進の指針とし、これに沿ってコンプライアンスを実践しています。

U B E グループの事業活動において、コンプライアンス違反の恐れや疑いがある場合は、次のサイトよりお知らせください。

<https://www.ube.com/Inquiry/Form/HotlineAgree>

なお、こちらはお取引先様等の外部の方による情報提供を受け付ける窓口です。

U B E グループへのご意見・ご相談については、「お問合せ」をご利用ください。

<https://www.ube.com/ube/contact/>

以上